

開志創造大学学則（案）

第1章 総 則

第1節 目 的

（目 的）

第1条 開志創造大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法を踏まえ、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを通じて文化・社会の発展に寄与するとともに、経済・産業の諸分野において貢献しうる幅広い職業人の育成を目的とする。

（削除）

（自己評価等）

第2条 本学は、その教育研究の向上を図り、第1条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価の結果については本学の職員以外の者による検証を行う。

3 前2項の点検及び評価並びに検証に関する事項は別に定める。

（情報の提供）

第3条 本学は、本学の教育研究活動等の状況について、刊行物等への掲載その他広く周知できる方法により、積極的に外部に対して情報を提供する。

第2節 組 織

（名称）

第4条 本学は開志創造大学という。

（学部）

第5条 本学に情報デザイン学部（以下「学部という。」）を置く。

2 情報デザイン学部は、情報の活用により、社会的価値を創造し、実現に向けて立案・設計・実行することができる人材を育成することを目的とする。

（学科）

第5条の2 情報デザイン学部には、次の学科を置く。

情報デザイン学科

（大学院）

第6条 第4条の大学に大学院を置く。

2 大学院に必要な事項は別に定める。

（入学定員及び収容定員）

第7条 情報デザイン学部の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員 (人)	3年次編入学 定員 (人)	収容定員 (人)
情報デザイン 学部	情報デザイン 学科	800	200	3600

2 欠員のある場合には、2年次及び4年次に編入学することを認めることができる。

（標準修業年限）

第8条 学部の標準修業年限は、4年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第25条第3項に基づき、長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修生」という。）は、当該認可された年限を標準修業年限とする。

（在学期間）

第8条の2 学部の在学期間は、8年を超えることはできない。

（附属施設等）

第9条 本学に図書館を置く。

- 2 本学に研究所、センターその他の教育研究に必要な施設及び機関を置くことができる。
3 前2項の附属施設等に関する規程は別に定める。

第3節 職員組織

（職員）

第10条 本学に次の職員を置く。

学長、学部長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員、第6条に基づく大学院に置かれた研究科にて構成される組織に必要な研究科長、専攻長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員

- 2 本学に副学長、名誉教授、客員教授、客員准教授、特任教授、特命教授、特命准教授、非常勤講師、その他必要な職員を置くことができる。
3 学長は校務をつかさどり包括的最終的な決定を行う。

（教員組織）

第11条（削除）

（学部長）

第12条 当該学部に、学部長を置く。

- 2 学部長は、学長が当該学部の基幹教員の中より決定する。
3 学部長は、当該学部に関する事務を処理し、第16条に規定する学部教授会を招集し、その議長となる。

（学科長）

第13条 各学科に、学科長を置く。

- 2 学科長は、その学科の教務に関して学部長を補佐する。
3 学科長は、学部長がこれを兼ねることができる。

（事務局）

第14条 本学に、事務局を置く。

- 2 事務局に関する規程は別に定める。

第4節 総務会及び学部教授会

（総務会）

第15条 本学に総務会を置く。

- 2 総務会は、学長、学部長、学科長、事務局長、第6条に基づく大学院に置かれた研究科にて構成される組織における研究科長と専攻主任をもって組織する。ただし、必要ある時は、その他の教職員を加えることができる。
3 総務会は、全学に係わる次の事項を審議し、理事会に留保されている事項を除き学長

がこれを決定する。

- (1) 教育研究の組織・体制の基本事項に関すること
- (2) 教育研究環境の整備に関すること
- (3) 本学則その他重要な規程の制定改廃に関すること
- (4) 教育職員人事に関すること
- (5) 学生の定員に関すること
- (6) 学生の生活、身分に関する重要事項
- (7) 学部、研究科及びその他機関の連絡調整に関すること
- (8) 学長が諮問する事項
- (9) 理事会が諮問する事項
- (10) その他本学の運営に関する重要な事項

4 その他必要な事項は、別に定める。

(学部教授会)

第16条 本学の各学部、学部教授会を置く。

2 学部教授会は、学長及び当該学部の基幹教員をもって組織する。ただし、必要あるときは、その他の教職員を加えることができる。

(審議事項)

第17条 学部教授会は、当該学部の教育研究に関する事項を審議する。ただし、当該学科に係わる事項については、学部教授会に代えて第18条に定める学科会議に審議を委ねることができる。

2 学部教授会は、学長が次に掲げる事項について決定するに当たり意見を述べることにする。

- (1) 教育課程及び履修方式に関すること
- (2) 学生の入学、退学、転入学、転学、留学、休学、復学、再入学、復籍
- (3) 課程の修了
- (4) 学位の授与
- (5) 学生の懲戒及び除籍

3 学部教授会は、前項に規定するものの他、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長及び学部長の求めに応じ意見を述べることができる。

4 その他必要な事項は、別に定める。

(学科会議)

第18条 当該学科に、第17条第1項にもとづき学部教授会から委ねられた事項について審議するため、学科会議を置くことができる。

2 学科会議は、当該学科の基幹教員をもって組織する。ただし、必要あるときは、その他の教職員を加えることができる。

3 その他必要な事項は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業

(学 年)

第19条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第20条 学年を次の2学期に分ける。

前 期 (春学期) 4月1日から9月30日まで

後 期 (秋学期) 10月1日から翌年3月31日まで

2 特に必要があると認めるときは、後期 (秋学期) の授業開始等を10月1日以前に前期 (春学期) の授業終了等を10月1日以降とすることができる。

3 学部における授業日数は毎年学部長が決定する。

(休業日)

第21条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める日

(2) 本学の創立記念日

(3) 夏季休業 7月中旬から9月下旬の間で、学長が別に定める期間

(4) 冬季休業 12月下旬から翌年1月中旬の間で、学長が別に定める期間

(5) 春季休業 2月下旬から4月初旬の間で、学長が別に定める期間

2 必要がある場合は、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

3 特に必要があると認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第2章 大学通則

第1節 教育方法及び履修方法

(教育方法)

第22条 本学における教育方法は、授業科目の履修及びその他当該学部または研究科の定める教育課程によって行うものとする。

2 学部における授業科目の履修は、多様なメディアを高度に利用した授業 (以下「メディア授業」という。)、その他適切な方法によって行う。

(授業科目等)

第23条 当該学部における授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 前項に定める規定するもののうち、授業科目の単位数については、その開講する年度によって変更することがある。

3 別表に規定する授業科目のほか、臨時講義又は特別講義を開設することがある。単位数等については、その都度これを定める。

(単位数の計算)

第24条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、メディア授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) メディア授業のうち、講義については、15時間をもって1単位とする。

(2) メディア授業のうち、演習については、15時間をもって1単位とする。

(他大学等の授業科目の履修)

第25条 教育上有益と認めるときは、他の大学、専門職大学又は短期大学 (以下「他大学等」という。) との協議に基づき、学生が当該他大学等において履修した授業科目について修得した単位数を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により

修得したものと学長はみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に本大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、学部教授会の審議を経て本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものと学長はみなすことができる。ただし、修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転入学等の場合を除き本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

3 別に定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第8条第1項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、学部教授会の審議を経て学長は認めることができる。

（大学以外の教育施設等における学修）

第25条の2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる

（履修の手続）

第26条 学生は、毎年又は学期のはじめに、その学年又は学期に履修しようとする授業科目について、指定された期限までに所定の履修手続を行った上履修しなければならない。

（履修科目の登録の上限）

第27条 卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は46単位とする。

（単位の授与）

第28条 授業科目を履修し、かつ、学期末又は学年末に行うその試験に合格した者には、所定の単位を与える。

（試験）

第28条の2 授業科目修了の単位認定は、メディア授業で行われる小テスト、筆記試験、レポート課題の中から科目毎に適切な方法を組み合わせることとする。

（成績の評価）

第28条の3 授業科目の成績の評価は、S、A、B、C、D、Eとし、S、A、B、Cを合格、D、Eを不合格とする。

（卒業要件）

第29条 本学の卒業要件は、第8条に定める修業年限を終え、当該学部が定める授業科目のうち124単位以上の修得とし、学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定するものとする。

2 第一項の規定にかかわらず、本学に3年以上在学した者が、卒業要件の単位を優秀な成績で修得したと認められる場合には、早期卒業することができる。

3 本学に2年在学し、2年次修了時点において84単位以上を優秀な成績で取得している者で、早期卒業を希望する場合は、2年次修了時点で事務局に申し出て、所定の審査を受けるものとする。

(卒業時期)

第29条の2 卒業時期は、4年以内で卒業要件を満たした者は当該学期末の最終学期の最終日を卒業日とし、そうでない者は卒業要件を満たした学期の最終日を卒業日とする。

(学位の授与)

第30条 本学を卒業した者には、学士（情報学）の学位を授与する。

(削除)

(削除)

(削除)

第2節 入 学

(入学の時期)

第31条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第32条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
 - (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における12年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、文部科学大臣が外国の高等学校相当として指定した外国の学校の課程を修了した者
 - (削除)
 - (7) 文部科学大臣により指定された専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
 - (11) その他、本学において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (編入学)

第32条の2 次の各号のいずれかに該当する資格を有する者で、本学への入学を志願するものがあるときは、選考の上、相当年次に編入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者（学校教育法第104条第4項に定める独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学位を授与された者を含む。）又は大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上又は62単位以上であるものに限る）を修了した者

(5) 修業年限が2年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校専攻科修了者

2 編入学後に在籍すべき期間は、卒業もしくは修了した前項各号に掲げる学校及び課程における修業年限に相当する年数又は在籍していた年数のうち3年以内の期間を控除した期間とする。

3 編入学を許可された者（以下「編入生」という。）の在籍期間は、前項により控除された期間を合わせて8年を超えることができない。

（入学志願）

第33条 本学への入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて、これを定められた期日までに提出しなければならない。

（入学者の選考）

第34条 入学を志願する者は、所定の選抜試験を受験しなければならない。

2 入学者の選考は、当該学部教授会の審議を経て学長が決定する。

（入学手続）

第35条 入学者の選考に合格した者は、指定の期日までに、保証人連署の誓約書その他必要な書類に別に定める学費を添えて、入学手続きをしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

3 前項の規定により手続きを完了した者が、入学を辞退しようとする場合は、本学の定める期日までに申し出なければならない。

（転入学）

第36条 他の大学から転入学を希望する者があるときは、選考の上、学部教授会の審議を経て学長がこれを許可することがある。

2 転入学した者の在学年数は、転入学前の在学年数を通算して、第8条の2に規定する在学期間を超えることはできない。

（再入学）

第37条 本学を退学した者が、再入学を希望するときは、当該学部教授会の審議を経て、学長がこれを許可することがある。

2 再入学した者の在学年数は、再入学前の在学年数を通算して、第8条の2に規定する在学期間を超えることはできない。

第3節 休学、転学、留学及び退学

（休学）

第38条 疾病その他の事由により2ヵ月以上修学することができない者は、学期を単位として、届け出により休学することができる。但し、休学する者が未成年者の場合は、保証人による連署の届け出により休学することができる。

（休学期間）

第39条 休学期間は、2年以内とする。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

- 3 休学期間は、在学期間に算入しない。
- 4 休学期間中は、届出により、学期の始めに限り復学することができる。
- 5 休学期間中であっても、学籍管理料は本学所定の期日までに納めなければならない。

(転 学)

第40条 他の大学へ転学しようとする者は、許可を受けなければならない。

- 2 転学の許可は当該学部教授会の審議を経て学長が決定する。

(留 学)

第41条 外国の大学等で学修することを志願する者は、許可を得て留学することができる。

- 2 留学の許可は当該学部教授会の審議を経て学長が決定する。
- 3 留学期間は1年を限度とし、在学期間に含めることができる。
- 4 第25条第1項に定める他大学等における授業科目の履修等の規定は、外国の大学等へ留学する場合に準用する。

(退 学)

第42条 退学しようとする者は、必要な書類を添え、保証人連署の退学願を提出し、許可を受けなければならない。

- 2 退学の許可は当該学部教授会の審議を経て学長が決定する。

(除 籍)

第43条 次の各号の一に該当する者は、当該学部教授会の審議を経て、学長が除籍する。

- (1) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第8条の2に定める在学年限を超えた者
- (3) 第39条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
- (5) 死亡した者

(復 籍)

第43条の2 第43条第1項第1号、第3号に該当し本学を除籍された者が、復籍を希望するときは、当該学部教授会の審議を経て、学長はこれを許可することができる。

- 2 復籍した者の在学年数は、復籍前の在学年数を通算して、第8条の2に規定する在学期間を超えることはできない。

第4節 賞 罰

(表 彰)

第44条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲 戒)

第45条 本学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、当該学部教授会の審議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがない者
 - (2) 成業の見込みがないと認められた者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第5節 委託学生、研究生、科目等履修生、聴講生及び特修生

(委託学生)

第46条 本学は、官公庁又は外国政府その他の委託があったときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、第32条の規定に係わらず、当該学部教授会の審議を経て委託学生として学長が入学を許可することがある。

(研究生)

第47条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、当該学部教授会の審議を経て研究生として学長が入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第48条 本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、当該学部教授会の審議を経て科目等履修生として学長が入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生の在籍期間は6カ月とする。ただし、延長も可能とする。

(聴講生)

第49条 本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、当該学部教授会の審議を経て学長は聴講を許可することができる。

2 聴講生の在籍期間は6カ月とする。ただし、延長も可能とする。

3 聴講した授業科目については単位を認定しない。

(特修生)

第50条 満15歳以上で大学入学資格を有さないもので、本学の一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、当該学部教授会の審議を経て特修生として学長は履修を許可することができる。

2 特修生の在籍期間は6カ月とする。ただし、延長も可能とする。

3 履修した授業科目については単位を認定しない。

(規定)

第51条 委託学生、研究生、科目等履修生、聴講生及び特修生に関する規則は、別に定める。

第6節 学費及びその他の費用

(学費)

第52条 学費は、入学金、授業料、登録料、学籍管理料及びシステム利用料とし、その額は別表のとおりである。その他の費用については別に定める

2 学費は、所定の期日までに納入しなければならない。期日まで納付が完了しない場合、学期開始の前に、学生の身分で得られる役務の提供を停止する。

(手数料)

第53条 検定料及びその他の手数料は、別に定める。

(納入した学費)

第54条 納付された検定料及び学費等は、返還しない。ただし、第35条第3項の規定

により、本学の定める期日までに入学辞退の申出のあった場合に限り、入学金を除く授業料、登録料、学籍管理料及びシステム利用料を返還することがある。

(学費の免除)

第55条 学長が特別の事由があると認めた者については、学費の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(休学の場合の授業料)

第56条 休学を許可された者については、休学期間中の授業料、システム利用料を免除する。

(退学及び停学の場合の授業料)

第57条 前期（春学期）又は後期（秋学期）の途中で退学し又は除籍された者の該当期分の授業料、学籍管理料及びシステム利用料は徴収する。ただし、休学を許可された者が、復学が困難となり退学する場合は、その徴収を免除することができる。

第7節 奨学制度

(奨学制度)

第58条 奨学のため、諸種制度を設けることができる。

2 制度に関する詳細は、理事会及び総務会の審議を経て別に定める。

第3章 その他

(改正)

第59条 本学則及び本学における規程等は、合理的に必要な場合に改正することができる。

2 改正後の本学則及び本学部における規程等は、法令が定めるところにより個別の同意のいかんにかかわらず効力を生じる。

3 本学則の改正は、総務会の審議を経て学長が決定する。ただし、理事会に留保されている事項の改正は、総務会の審議を経て理事会が決定する。

(施行細則その他)

第60条 本学則施行についての細則その他の必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第23条関係)
授業科目及び単位数

分野	授業科目名		配当年次	必修・選択	単位数
基礎教育科目	学修基盤	ポートフォリオⅠ	1通年	必修	1
		ポートフォリオⅡ	2通年	必修	1
		ポートフォリオⅢ	3通年	必修	1
		ポートフォリオⅣ	4通年	必修	1
		PBL入門	1前・後	必修	2
		テクニカル・リーディング	1前・後	必修	2
		情報入門	1前・後	必修	1
		生成AI活用	1前・後	必修	2
	一般教養	宗教学	1前・後	選択	1
		インターネット社会論	2前・後	必修	1
		社会学	1前・後	選択	1
		メディア史	2前・後	選択	1
		情報リテラシー	1前・後	必修	1
		情報化社会と情報倫理	2前・後	選択	2
		ロボティクス入門	3前・後	選択	1
		DX最前線	3前・後	選択	2
		ファシリテーション入門	2前・後	必修	2
		フィールドワーク入門	1前・後	必修	2
		エスノグラフィ	2前・後	選択	1
		国際変動論	3前・後	選択	1
		消費者行動心理	2前・後	選択	2
		認知心理学	2前・後	選択	2
		科学哲学入門	1前・後	選択	2
		基礎造形表現	1前・後	選択	2
		UXデザイン	2前・後	選択	2
		美術・デザイン史	2前・後	選択	2
		デジタル時代の人体表現技術	3前・後	選択	2
		デジタル時代のストーリー創りと絵コンテ技術	3前・後	選択	2
		建築史入門	2前・後	選択	2
		楽典と演奏入門	3前・後	選択	2
		楽曲メディアコンテンツクリエイション	3前・後	選択	2
		基礎数学Ⅰ	1前・後	必修	1
		基礎数学Ⅱ	1前・後	必修	1
		経済学入門	1前・後	選択	1
	語学	英語リスニングⅠ	1前・後	必修	2
		英語リスニングⅡ	1前・後	必修	2
		英語コミュニケーション	2前・後	必修	2
		英語ビジネスコミュニケーション	3前・後	必修	2
	テクニカル・ライティング	2前・後	選択	2	
	線形代数Ⅰ	2前・後	選択	1	
	線形代数Ⅱ	2前・後	選択	1	
	離散数学	2前・後	選択	2	
	微分・積分Ⅰ	2前・後	選択	1	
	微分・積分Ⅱ	2前・後	選択	1	
	微分方程式入門	2前・後	選択	2	
	物理学入門	2前・後	選択	2	
	電磁気学	2前・後	選択	2	
	量子力学	3前・後	選択	2	
	光量子エレクトロニクス入門	4前・後	選択	2	
	Linux入門	1前・後	必修	2	

情報・工学系

専門教育科目

Linux活用入門	2前・後	選択	2
プログラミング基礎	1前・後	必修	2
プログラミング発展	1前・後	選択	2
アルゴリズムとデータ構造	2前・後	選択	2
データベース論	2前・後	選択	2
ソーシャル・コンピューティング	3前・後	選択	2
コンピュータアーキテクチャⅠ	1前・後	必修	1
コンピュータアーキテクチャⅡ	2前・後	選択	1
ソフトウェアアーキテクチャⅠ	1前・後	必修	1
ソフトウェアアーキテクチャⅡ	2前・後	選択	1
システムプログラミング基礎Ⅰ	1前・後	選択	1
システムプログラミング基礎Ⅱ	2前・後	選択	1
システムプログラミング発展	3前・後	選択	2
次世代プログラミング言語	4前・後	選択	2
リーダブルコード	2前・後	選択	2
データサイエンスプログラミング	3前・後	選択	2
言語処理技術	3前・後	選択	1
自然言語処理入門	3前・後	選択	2
コンピュータネットワーク	2前・後	選択	2
ヒューマンコンピュータインタラクション	3前・後	選択	2
通信工学・情報理論	3前・後	選択	2
データサイエンス入門	1前・後	必修	2
データサイエンス基礎	2前・後	選択	2
データサイエンス発展	3前・後	選択	2
データエンジニアリング	3前・後	選択	2
ネットワーク分析	3前・後	選択	2
クリエイティブAI	2前・後	選択	2
サイバーセキュリティ概論	3前・後	選択	2
サイバーセキュリティ演習	4前・後	選択	2
コンピュータグラフィックス・メタヴァース入門	2前・後	選択	2
ソフトウェア開発Ⅰ	3前・後	必修	2
ソフトウェア開発Ⅱ	4前・後	選択	2
Webアプリケーション開発	2前・後	選択	2
Webデザイン	2前・後	選択	2
Web3入門	3前・後	選択	2
コンピュータ・グラフィックス基礎	3前・後	選択	1
デザイン思考	1前・後	必修	1
サービスデザイン	3前・後	必修	2
制御工学入門	3前・後	選択	2
カオス・複雑系入門	3前・後	選択	2
画像処理・コンピュータビジョン	3前・後	選択	2
電気回路	2前・後	選択	2
電子回路	2前・後	選択	2
組込みソフトウェア概論	4前・後	選択	2
ソフトウェアデザイン	3前・後	選択	2
IoT デバイス入門	3前・後	選択	2
デジタル回路	2前・後	選択	2
デジタルLSI設計入門	3前・後	選択	2
量子情報理論入門	3前・後	選択	2
宇宙利用工学入門	3前・後	選択	2
スマート農業入門	4前・後	選択	2
衛星測位システム特論	4前・後	選択	2
システムズデザイン概論	3前・後	選択	2
プロダクトデザイン概論	2前・後	選択	2
デザインリサーチ	2前・後	選択	2

		建築計画学概論	3前・後	選択	2
		建築構法デザイン	3前・後	選択	2
		標準化入門	4前・後	選択	1
		半導体チップ製造概論	4前・後	選択	2
		深層学習基礎	3前・後	選択	2
		深層学習応用	4前・後	選択	2
		ゲームプランとゲームシナリオのデザイン	3前・後	選択	2
		金融工学入門	3前・後	選択	1
		バイオインフォマティクス入門	3前・後	選択	1
	ビジネス系	経営学基礎	1前・後	必修	2
		会計・簿記	1前・後	必修	2
		マーケティング	2前・後	必修	2
		プロジェクトマネジメント入門	1前・後	必修	2
		プロジェクトマネジメント発展	2前・後	選択	2
		ビジネスリテラシー	2前・後	選択	2
		ビジネスインテリジェンス入門	3前・後	選択	2
		ビジネスインテリジェンス発展	4前・後	選択	2
		ビジネスアーキテクチャ入門	3前・後	選択	2
		ビジネスアーキテクチャ発展	4前・後	選択	2
		品質管理	2前・後	選択	2
		グローバル人材開発	3前・後	選択	2
		コーポレートファイナンス	3前・後	選択	2
		ベンチャーファイナンス	4前・後	選択	2
		デジタルマーケティング	3前・後	選択	2
		アントレプレナー	3前・後	選択	2
		リーダーシップ入門	2前・後	選択	2
		デジタルエコノミー基礎	1前・後	選択	2
		地域おこし論	3前・後	選択	2
		交渉学概論	3前・後	選択	2
		知的財産権概論	2前・後	選択	2
		知的財産権実践	3前・後	選択	2
		宇宙ビジネス入門	3前・後	選択	1
		Web3・DAO地域創生	2前・後	選択	2
	演習系	DXプロジェクトⅠ	2前・後	必修	2
		DXプロジェクトⅡ	3前・後	必修	2
		DXプロジェクトⅢ	4前・後	必修	2
	自由科目	特別研究Ⅰ	2前・後	自由	2
		特別研究Ⅱ	3前・後	自由	2
		特別研究Ⅲ	4前・後	自由	2

卒業要件: 次の条件で、124単位以上修得する。

1	基礎教育科目については以下の要件を満たして43単位以上修得 【学修基盤】必修科目11単位の修得 【一般教養】必修科目8単位及び、選択科目16単位以上の修得 【語学】必修科目8単位の修得
2	専門教育科目については以下の要件を満たして81単位以上修得 【情報・工学系】必修科目13単位及び、選択科目25単位以上の修得 【ビジネス系】必修科目8単位及び、選択科目12単位以上の修得 【演習系】必修科目6単位の修得

別表(第52条関係)

入学金、授業料及びその他の費用

情報デザイン学部

	情報デザイン学科	
入学金	30,000	円
授業料	250,000	円
登録料	30,000	円
学籍管理料	24,000	円
システム利用料	32,000	円

開志創造大学教授会規程（案）

（趣 旨）

第1条 この規程は、開志創造大学学則第17条第4項の規定により、学部教授会（以下「教授会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（構 成）

第2条 教授会は、学長及び当該組織に所属する基幹教員をもって構成する。

2 学則第16条第2項のただし書きにより、必要があると認めるときはその他の教職員を出席させることができる。

3 前項による取扱は学部長が決定する。

（審議事項）

第3条 教授会は、学則第17条第2項及び第3項に定める事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

（会 議）

第4条 教授会は、原則として毎月定例に開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

（議長及び会の開催）

第5条 教授会に議長を置き、学則第12条第3項の規定により学部長をもって充てる。

ただし、議長に事故があるときは、構成員のうちから議長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

2 教授会構成員の3分の1以上が開催を要求したときは、学部長は教授会を開催しなければならない。

（会議の成立要件）

第6条 教授会は、構成員（授業中、止むを得ない理由による学生指導中、海外出張中及び休職中の者を除く）の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

（審 議）

第7条 教授会における審議は、出席構成員の過半数の賛意をもって教授会の意見とする。

ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（構成員以外の出席）

第8条 議長は、必要があると認めるときは、第2条に規定する教授会を構成する者（以下「構成員」という。）以外の者を当該教授会に出席させ、報告又は意見を求めることができる。

2 前項による扱いは学部長が決定する。

（議事の記録）

第9条 議長は、教授会の議事の要旨を記録して、次回の定例教授会で確認を得るものと

する。

(庶 務)

第 10 条 教授会に関する事務並びに議事要旨の作成及び保管は、議長の指示に基づき総務課が行う。

(雑 則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、学長が決定する。

(補 則)

第 12 条 この規程の改廃は、教授会もしくは総務会の審議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。